

議案第15号

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月23日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

佐倉市税賦課徴収条例（昭和34年佐倉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「300円」を「350円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。